



文書番号	FBK規定1
タイトル	品質管理規定
制定日	2012年6月16日
改定日	年月日

## 品質管理規定

－ 安全な食品の取扱いのために－

特定非営利活動法人  
フードバンク関西

特定非営利活動法人 フードバンク関西	品質管理規定	文書番号	FBK規定1
		改定番号	
標題	目次	頁	①

《頁》

目次及び改訂履歴 . . . . . ①

1. フロー . . . . . 1

2. 食品提供企業、フードバンク、食品受取団体の役割、責任 . . . . . 2

3. 食品の取り扱いの原則 . . . . . 4

4. 食品の安全管理 . . . . . 4

5. 事故への対応 . . . . . 4

6. 作業工程表 常温品 . . . . . 5

7. 作業工程表 冷凍冷蔵品 . . . . . 6

〔改定履歴〕

改定 番号	頁	項	年月日	改定内容	作成	承認
1	全	全	2012年 7月14日	制定	2012/6/16 小島秀元	2012/7/14 理事会

特定非営利活動法人 フードバンク関西	品質管理規定	文書番号	F B K 規定 1
		改定番号	1
標題	1. フロー	頁	1 / 6

## 1. フロー

### 【食品提供企業】

品質に問題のない  
食品の提供

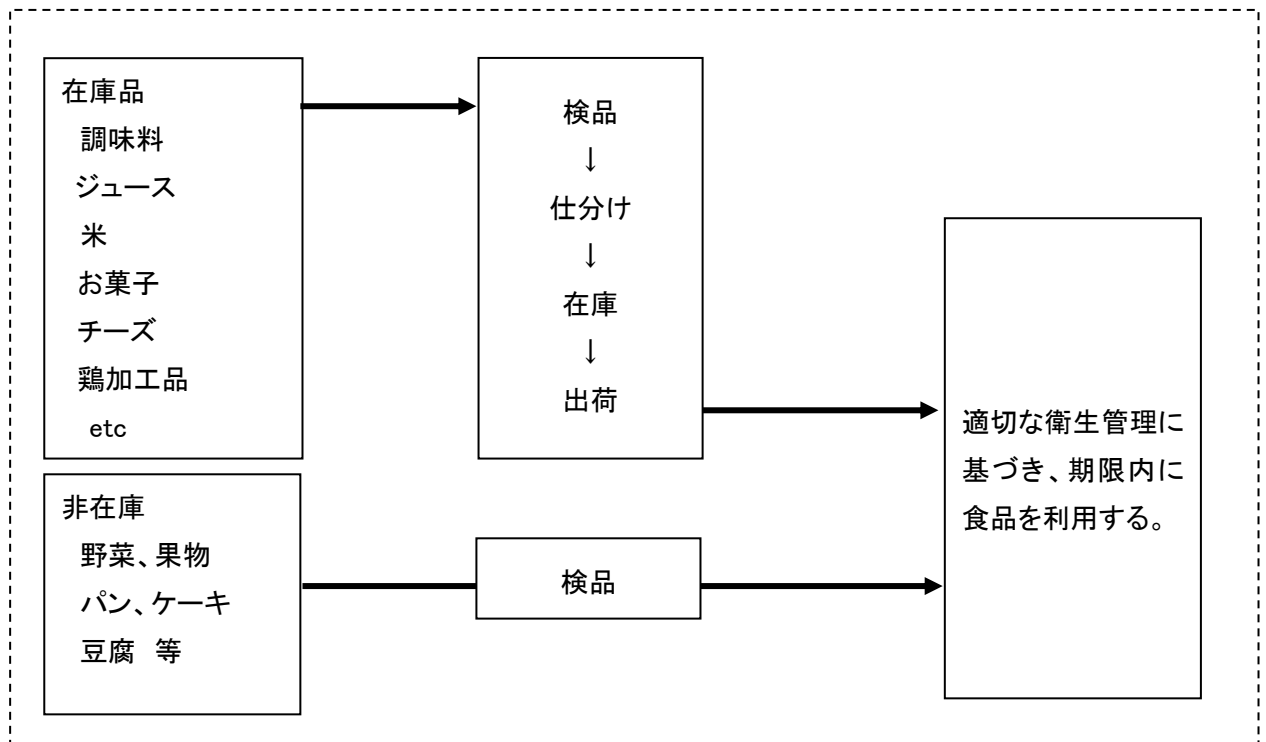
### 【フードバンク】

品質維持  
トレーサビリティ  
情報収集と提供  
記録の保存

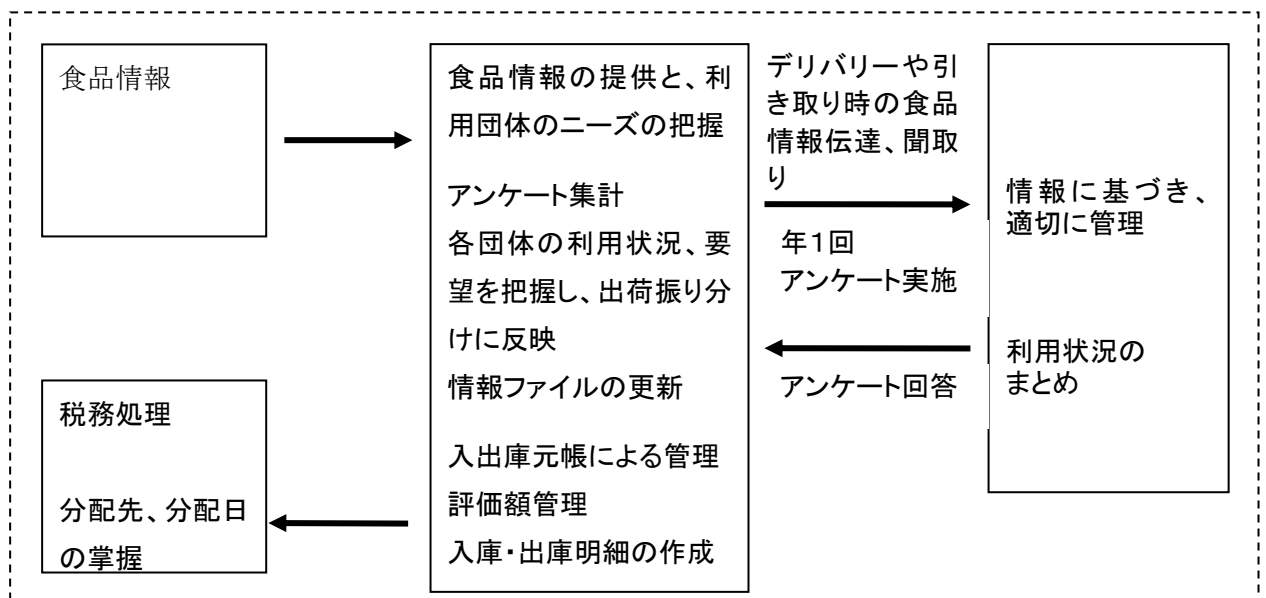
### 【食品受取団体】

支援を必要とする人  
達を支える非営利福  
祉団体や施設

食品の流れ



情報の流れ



特定非営利活動法人 フードバンク関西	品質管理規定	文書番号	F B K 規定 1
		改定番号	1
標題	2. 食品提供企業、フードバンク、食品受取団体の役割、責任	頁	2 / 6

## 2. 食品提供企業、フードバンク関西、食品受取団体の役割、責任

	食品提供企業	フードバンク関西	食品受取団体
品質保持の原則	提供される食品は、食品として品質に問題のない健全かつ安全なものでなければならない。	提供された食品の品質を確認し、受領する。必要な品質を確保し、利用団体に提供する。	提供される食品の品質を確認して受領し、適正に食品を活用する。品質確認の証として受領時にデリバリー記録及び受領書に署名する。
品質管理の責任	提供した食品の、当法人受け入れ以前の原因による健康被害を生ずるような品質不良、変質、その他の瑕疵がある場合を除き、一切の責任を負わない。 当法人と「食糧等の引き取りについての確認書」を交換し、そこに明記された責任を負う。	食品提供企業とは「食糧等の引き取りについての確認書」を、受取団体とは、「食糧等の受け渡しについての確認書」を交換し、そこに明記された食品取扱についての条項を遵守する。 食品を適正に保管あるいは配送し、品質の保持を図る。	当法人と「食糧等の受け渡しについての確認書」の交換を行い、それに明記された条項を遵守して、食品を利用者に提供する。 当法人からの取扱注意事項や保管条件の指示に従って、食品を活用する。
食品情報の取扱	規格外となった理由、提供する食品の特性や、品質確保上特別な留意点などの情報を当法人に提供する。	企業から規格外となった理由、取扱注意事項等について情報を受け取り、必要であれば受取団体に情報提供する。 必要に応じて受取団体から取扱についての報告を求める事が出来る。	受領した食品の情報は当法人を通じて受け取る。 食品についての品質確認や説明を求める場合は、当法人を通じて行い、直接に提供企業と交渉しない。
経済的側面分離の原則	食品は無償で提供する。	提供を受けた食品は、利用団体に無償で分配し、金銭的対価を要求しない。	提供を受けた食品を第3者に譲渡あるいは有償で提供しない。 利用者に対し、金銭的対価を要求しない。 当法人に無断で他施設の利用者に分配しない。 原則として施設内で利用する。
評価額	提供食品等の評価額を当法人に明示する事により、評価額を記載した「寄贈物品受領書」の発行を求める事が出来る。	企業からの要請があれば、評価額を記載した「寄贈物品受領書」を発行する。	

特定非営利活動法人 フードバンク関西	品質管理規定	文書番号	FBK規定1
		改定番号	1
標題	3. 食品取扱の原則 4. 食品の安全管理	頁	3 / 6

### 3. 食品の取り扱いの原則

- (1) 取扱食品の種類 取扱食品は、原則として福祉施設や団体に活用できる食品に限る。
- (2) 食品の分配先の条件 食品は、要支援生活者を支える非営利団体に分配する。
- ②提供する食品が、受取団体の収益事業の食材として全量が使用される場合は提供しない。
- ③提供食品が不定期に、製菓あるいはバザー等で、受取団体が加工後販売活動を行う食材として活用する場合は、その収益が施設利用者に還元される事を条件として容認する。
- (3) トレーサビリティの確保 食品の入荷、在庫、出荷の記録を作成し、保持する。
- ②事務所に搬入される食品は、品質確認後、種類、量、品質確認結果を事務所日誌に記録する。
- ③事務所から各受取団体に分配される食品は、受領書に明細を記録し、食品受け渡し時に受取団体から目視による品質確認と受領の署名を受ける。
- ④パン野菜果物等の日配品は、提供事業所で目視での品質確認後、担当者がデリバリー記録に品質確認結果と引き取り重量を記録する。
- ⑤パン野菜果物等の日配品は、原則として事務所に保管せず、即日に受取団体へ配送し、食品の受け渡し時に、デリバリー記録に受取団体の目視での品質確認と受領の署名を受ける。
- ⑤当法人が取り扱った食品は、入荷日、入荷先、入荷食品の種類と量、出荷日、出荷先、出荷食品の種類と量が追跡できるよう、すべての情報を入在庫元帳で管理し、その証票としてのデリバリー記録、受領書、事務所日誌を、原則として3年間保存する。
- ⑥食品提供企業に対し、入荷食品明細、分配先明細票等を必要に応じて作成し、送付する。

関連文書：（デリバリー記録、受領書、事務所日誌、入在庫管理元帳）

### 4. 食品の安全管理

- (1) 取扱食品 原則として賞味、消費期限以内で、野菜果物を除き、未開封の食品に限る。
- (2) 温度管理 食品は、食品寄贈者の指示に従い、常温、冷蔵、冷凍保管を行う。
- ②事務所に設置した冷凍庫、冷蔵庫の効果確認のため、1日2度庫内温度を確認し記録する。
- ③食品搬送時、食品を適切な状態を保つよう努める。夏季には、保冷箱、保冷材を使用する。  
必要に応じて、搬送時の食品の保冷状態を確認するため、温度測定を行う。
- (3) 食品の品質確認 デリバリー記録、受領書、事務所日誌には品質確認のチェック欄があるので、食品引取時、受取団体への分配時に目視で品質確認を行い記入する。
- (4) 在庫食品の品質保持 在庫食品の虫等による被害を防止するため、事務所内の整理整頓清掃に努め、清潔な状態を維持し、それらを習慣化する。

関連文書：（受領書、事務所冷蔵設備温度管理記録）

特定非営利活動法人 フードバンク関西	品質管理規定	文書番号	FBK規定1
		改定番号	1
標題	5. 事故対応	頁	4 / 6

## 5. 食品による事故への対応

(1) 当法人の食品引取以前の原因による品質不良、変質への対応

①当法人によって確認された場合 受取団体への分配を停止し、原因の究明と以後の対応を企業に求め、文書での回答を要請する。

②受取団体からの指摘で問題食品の発生が確認された場合の措置

- 1 問題食品を直ちに回収すると共に利用者の健康被害の発生状況を聞き取り調査する。
- 2 他団体への分配状況を確認し、他団体への連絡と問題食品の回収を直ちに行うと同時に、他団体の利用者に健康被害が発生しているか否かを調査する。
- 3 問題食品の、受取団体での保管と使用状況、当事務所での保管状態、配送状況を調査する。
- 4 3の調査の結果、当法人、受取団体に事故の原因がない場合は、回収された食品を提供企業に持ち込み、原因の究明と以後の対応を依頼し、その結果の報告を要請する。

(2) 当法人の保管状態や取扱に原因があった場合の対応

- 1 問題食品の回収を直ちに行い、受取団体利用者に健康被害の発生の有無を調べる。
- 2 他の受取団体へ情報を提供し、問題食品の回収と、利用者の健康被害の有無を調べる。
- 3 必要があれば、問題食品の調査機関への持ち込み等により変質の原因を究明し、以後の善処を図る。
- 4 利用者に健康被害がある場合は、出来る範囲で道義的責任を果たす。  
ボランティア共済保険の対象となるかを調べる。

(3) 受取団体の保管状態、調理の方法に原因があった場合の対応

- 1 受取団体から、原因とその対応の報告を得る。
- 2 食品提供開始時の施設訪問の際、調理設備等を視察し、設備が十分でない場合は、提供食品の種類を考え、傷みやすい物は提供しない。